

6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」49.8%（令和2年調査50.7%）が最も高く、次いで「労使協議機関」43.3%（同44.9%）、「苦情処理機関」1.7%（同0.9%）、「争議行為」0.7%（同0.9%）となっている（第9表）。

第9表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

（単位：％）令和4年

区 分	計 1)	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.7	49.8	43.3	1.7	2.7
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	0.7	39.4	52.3	1.7	3.9
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.2	46.5	46.7	0.8	3.0
500 ～ 999 人	100.0	0.2	45.8	51.0	0.8	1.7
300 ～ 499 人	100.0	0.0	45.1	48.9	3.6	1.6
100 ～ 299 人	100.0	1.4	63.5	30.7	0.3	2.4
30 ～ 99 人	100.0	1.9	64.8	23.8	5.4	2.1
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
単 位 労 働 組 合	100.0	0.8	49.8	42.9	1.8	2.8
単 位 組 織 組 合	100.0	1.2	53.5	39.4	2.3	2.3
支 部 等 の 単 位 抜 組 合	100.0	0.4	46.8	45.8	1.4	3.2
連 合 抜 組 合	100.0	-	48.2	50.0	-	1.8
本 部 組 合	100.0	0.2	49.4	46.9	0.2	1.6
令 和 2 年 調 査 計	100.0	0.9	50.7	44.9	0.9	2.0

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。